

介護事業所長の皆様へ

愛媛県認知症介護基礎研修のご案内

令和6年3月31日までに無資格者への受講が義務付けられています！

はじめに。

令和3年度の介護報酬改定において、介護に直接携わるすべての職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない方について、**認知症介護基礎研修を受講することが義務付けられました。**(3年の経過措置期間あり)

認知症介護基礎研修とは？

認知症の人への介護に求められる基本的な理解や対応方法を習得するための研修です。
愛媛県ではeラーニングによる研修形式を導入しており、パソコンやスマホ等で24時間いつでも受講可能です。

対象者は？

県内に所在するすべての介護サービス事業所において、介護に直接携わる職員で、以下の免除の方以外は全員対象です。

義務化が免除となる方

○次のいずれかの資格を有している。

看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者、訪問介護員養成研修一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、栄養士、管理栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師、柔道整復師、福祉用具専門員、歯科衛生士

○次のいずれかの条件に該当する。

- ・認知症介護実践者研修、認知症介護実践リーダー研修、認知症介護指導者研修等の認知症介護に係る研修を修了した者
- ・養成施設で認知症に係る科目を受講した者（卒業証明書及び履修科目証明書により、事業所及び自治体が認知症に係る科目を受講していることが確認できること。）
- ・福祉系高校で認知症に係る科目を受講した者（卒業証明書が確認できること。）
- ・人員配置基準上、従業者の員数として算定される従業者以外の者や、直接介護に携わる可能性がない者



受講について

申込方法や受講の流れなどについては、県HP上の**開催要項**をご覧ください。

また、受講料のお支払いに関することは、実施主体である「公益財団法人 介護労働安定センター 愛媛支部」が行います。

【お問合せ先】

愛媛県 保健福祉部 生きがい推進局 長寿介護課

電話：089-912-2430 FAX:089-935-8075

愛媛県ホームページ：<https://www.pref.ehime.jp/h20400/kensyu/nintisyoukaigo/2018index2.html>

QRコード
はこちら

